

地方消費税の充実等による社会保障の安定財源の確保

— 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案 —

総務委員会調査室 あんどう のりゆき
安藤 範行

はじめに

我が国は、少子高齢化の進展、経済のグローバル化、貧困・格差の拡大など、経済・社会構造の激しい変化に直面し、様々な問題を抱えると同時に、景気は足踏み状態にあり、雇用環境も厳しい状況にある。こうした中、現行の社会保障制度は、国民の暮らしを支える極めて重要な社会基盤であるものの、社会経済情勢の変化に十分対応することができず、様々な課題に直面している。また、我が国の財政は、社会保障関係費の増大、度重なる減税と景気低迷に伴う税収減などが相まって危機的状況にある。

そこで、①社会保障の充実・安定化と②財政健全化という2つの目標を同時に実現するため、「社会保障・税の一体改革」の検討が進められ、その結果を踏まえ、他の一体改革関連法案¹とともに、地方消費税の使途の明確化及び税率の引上げや、消費税に係る地方交付税の率の変更等を内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」（閣法第73号）が平成24年3月30日、国会に提出された。

本法律案を含む一体改革関連法案の審議に当たっては、衆・参両院において、それぞれ「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」が設置され、通算して3箇月にわたり200時間を超える委員会審議が行われた。衆議院では、委員会審議等を踏まえ、民主、自民、公明の3党による修正協議が行われた結果、「社会保障制度改革推進法案」の提出や社会保障改革関連5法案（子育て関連3法案、年金関連2法案）及び税制抜本改革2法案（国税、地方税）の修正等が図られることになり、本法律案は6月26日に衆議院本会議で修正議決され、他の一体改革関連7法案とともに、参議院に送付された。そして参議院での審議を経て、本法律案は8月10日の本会議で可決、成立した。

本稿では、本法律案提出の背景と経緯、法律案の概要、衆議院における修正の概要を示し、国会における主な議論を紹介する。

1. 法律案提出の背景と経緯

（1）社会保障・税一体改革の基本方針

平成22年6月に発足した菅内閣は、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）及び「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体的に実現する方針を打ち出した。そして、2020年度までの平均で名目3%、実質2%を上回る経済成長を目指すことや、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減し、遅

くとも 2020 年度までに黒字化すること、2021 年度以降において、国・地方の公債等残高の対 GDP 比を安定的に低下させること等を目標として掲げるとともに、社会保障改革を重要政策課題と位置付けた。

社会保障は、財政の最大支出項目であり、更なる高齢化により今後も歳出の増大が見込まれるとともに、極めて重要な成長分野である。同時に、信頼できる社会保障制度が確立されることで、国民は安心して消費を拡大することが可能となる。このような観点から、社会保障改革とその財源確保について、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行うことが不可欠であるとされ、平成 22 年 10 月 28 日に「政府・与党社会保障改革検討本部」（本部長：菅総理大臣）（以下「政府・与党検討本部」という。）が設置された。

政府・与党検討本部は 12 月 10 日、社会保障改革の基本方針を示した「社会保障改革の推進について」を決定し、政府は 12 月 14 日に閣議決定した。この中で、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」との基本方針が示された。

（２）社会保障・税一体改革成案

平成 23 年 2 月、社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに、国民的な議論をオープンに進めていくため「社会保障改革に関する集中検討会議」（議長：菅総理大臣）（以下「集中検討会議」という。）が設置された。そして、6 月 2 日の集中検討会議において、社会保障改革の全体像、費用推計、一体改革の基本的な姿などを内容とする「社会保障改革案」が提示され、消費税収（国・地方）の社会保障財源化などの考えが示された。これに対し、片山総務大臣は、社会保障の大部分を担う自治体の意見を聴く機会が少ないこと、社会保障施策の全体像を把握すべきであること、社会保障財源について国庫補助事業及び地方単独事業の全体について実施可能となるよう配慮が必要であること、消費税導入時の経緯を無視して地方消費税を福祉目的財源化するのは容認できないこと等を強く主張した。

「社会保障改革案」の取りまとめを受け、社会保障・税一体改革の成案を策定するため、「成案決定会合」（議長：菅総理大臣）が 6 月 3 日に設置された。6 月 17 日に開催された成案決定会合では、「国と地方の協議の場²」等における地方団体の反発を踏まえ、国と地方の関係について大幅な修正が加えられた「社会保障・税一体改革成案（案）」が示され、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理すること、社会保障四経費に充当する分野を拡充するのは国分の消費税収であること、消費税収の社会保障財源化の対象から現行分の地方消費税を除くこと、現行の消費税収（国・地方）については国・地方の配分（地方分については現行分の地方消費税及び現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないこと、引上げ分の消費税収（国・地方）については社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することなどが盛り込まれた。こうした議論を踏まえて取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）は、6 月 30 日の政府・与党検討本部で決定され、

翌7月1日に閣議報告された。成案には、2010年代半ばまでに消費税率(国・地方)を10%まで段階的に引き上げること、経済状況の好転を条件とした消費税を含む税制抜本改革実施のため平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることなどが盛り込まれた。

9月2日には菅内閣の後を受けて野田内閣が発足し、野田総理は、6月に取りまとめた成案を土台とし、与野党での協議を積み重ねて次期通常国会への関連法案の提出を目指す旨の方針を示した³。さらに、野田総理は11月3～4日にフランス・カンヌで開かれたG20サミットにおいて、成案を具体化し、これを実現するための所要の法律案を2011年度内に提出することを国際公約として表明した。

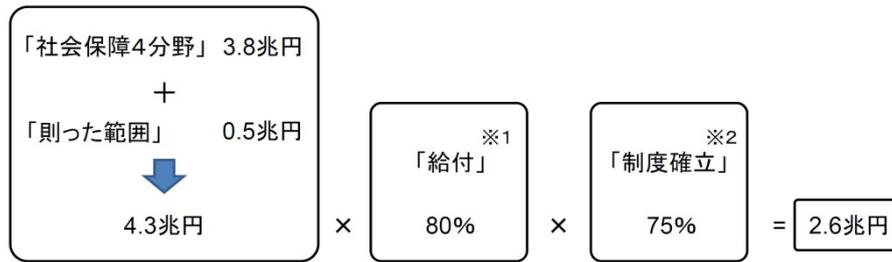
(3) 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

成案においては、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する」とされ、その上で、引上げ分の消費税収(国・地方)については、社会保障四経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現するとされていた。そこで総務省は、社会保障関係の地方単独事業に関する調査⁴を行い、地方全体で6.2兆円との調査結果を公表したが、これに対し厚生労働省は、社会保障分野に属しないもの、給付に該当しないもの、社会保障四分野以外のものなどが含まれていると主張、地方単独事業について「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」(社会保障四経費)の分野に則った範囲としてどのように整理するかが大きな論点となり、国と地方との間で激しいせめぎ合いとなった。

最終的には、地方団体からの意見を踏まえて「地方単独事業の総合的な整理⁵」が取りまとめられ、地方単独事業を個々に精査するのではなく、①「社会保障四分野」に該当するか、②「給付」に該当するか、③「制度として確立された」ものかを定量的に整理するとされた。当該整理に基づき、役割分担の基礎となる地方単独事業費については、社会保障四分野に該当する地方単独事業3.8兆円(国民健康保険、就学前の乳幼児医療費助成等)をベースに、社会保障四分野に則った範囲として追加する事業0.5兆円(予防接種、がん検診等)を加えた4.3兆円について、事務費及び事務職員の人件費等を除外するため80%を乗じ、制度として確立された経費の割合として75%を乗じて、2.6兆円と積算された(図表1参照)。

そして、消費税率(国・地方)を5%引き上げた場合の国と地方の配分については、社会保障四経費について国が23.1兆円、地方が7.7兆円負担しているのに加え、上記の整理に地方単独事業費が2.6兆円であることから、国23.1兆円に対して地方は計10.3兆円となり、これを割合で見ると、国69.2%に対し地方30.8%となるため、これを基に引上げ分の消費税5%を配分して、国分が3.46%、地方分が1.54%になると整理された。なお、地方分1.54%については、地方消費税の充実を基本としつつ、財政力の弱い地方団体における社会保障財源確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分を充実することとし、地方分のうち1.2%を地方消費税分、0.34%を地方交付税分とした(図表2、3参照)。

図表1 役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算



※1 「給付」に該当するかどうか

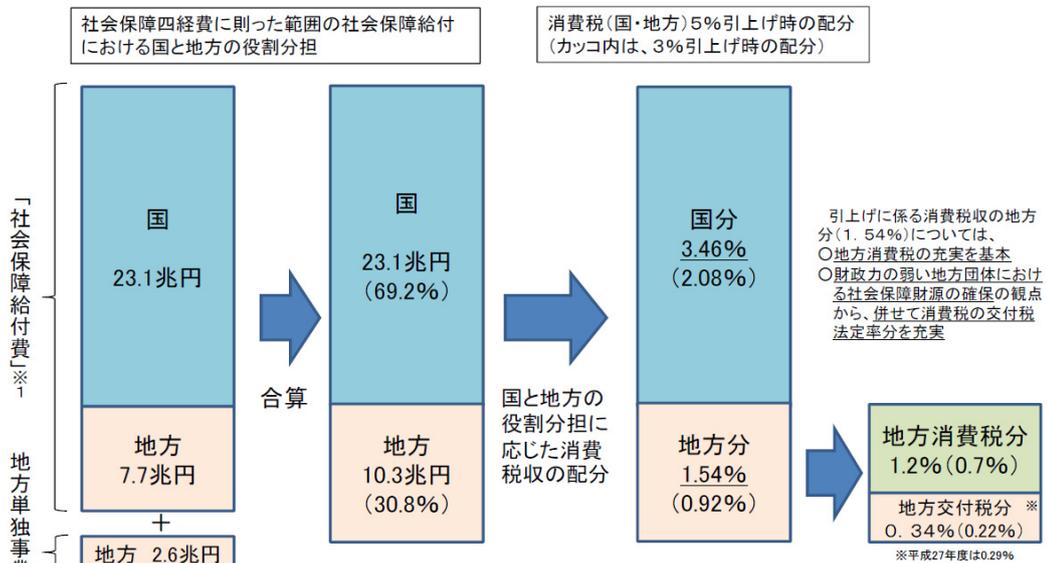
対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）。

※2 「制度として確立された」ものであるかどうか

地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

（出所）総務省資料

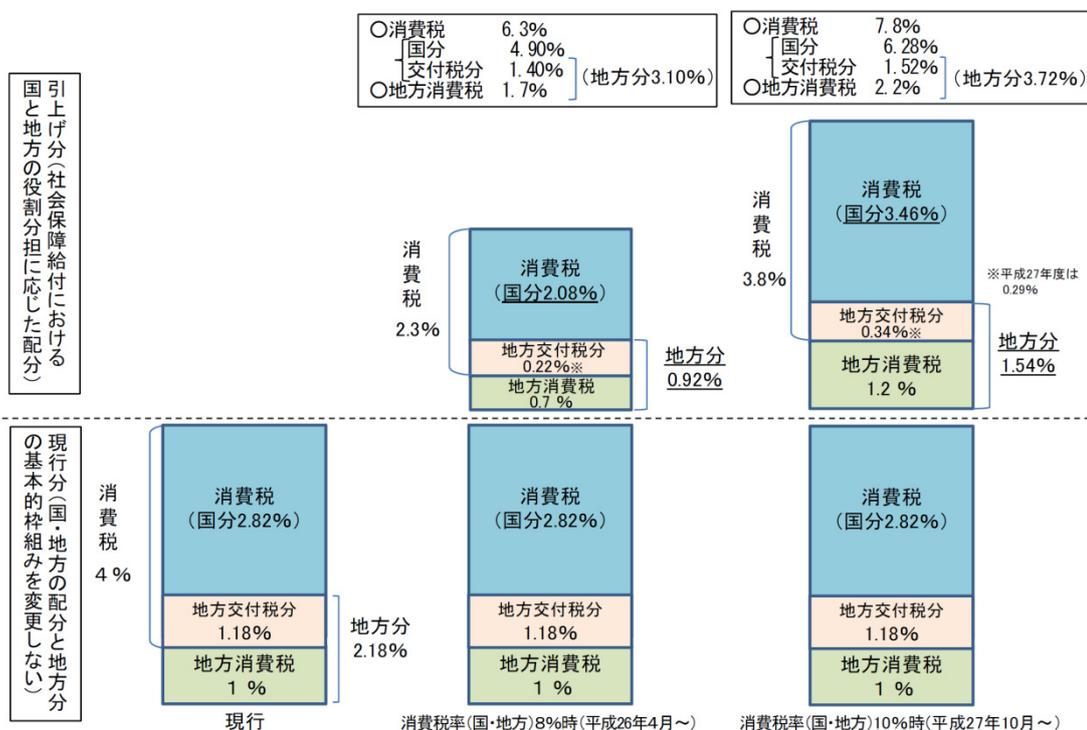
図表2 国と地方の役割分担に応じた配分



※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より
※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理

（出所）総務省資料

図表3 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分



(出所) 総務省資料

(4) 社会保障・税一体改革素案

12月5日に「政府・与党社会保障改革本部」(本部長:野田総理大臣)が設置され、野田総理から、①年内目途に、6月の「成案」を具体化した「素案」とりまとめ、②政府・与党間で十分調整、政府部内は関係5大臣を中心にとりまとめ、③社会保障の機能強化の内容等を国民にわかりやすく説明との指示が出された。これを受け、年内の素案取りまとめに向けた議論が進められ、12月20日の関係5大臣会合で「社会保障・税一体改革素案骨子(社会保障部分)(案)」が決定されるとともに、民主党一体改革調査会役員会で了承された。社会保障関係については、現行制度の重点化・効率化を通じて給付を抑えることを目的として、負担増や給付減につながる改革が検討されたが、消費税増税に加えて更なる負担増を求めることに慎重な意見が強く、こうした検討事項の多くは先送りされた。

また、消費税の引上げに関しても、民主党内で慎重な意見が強く、12月28日に開催された「民主党税制調査会・社会保障と税の一体改革調査会合同会議総会」において、2013年10月に8%、2015年4月に10%まで消費税を引き上げるとする税制抜本改革の骨子案が示されたものの合意を得られなかった。そこで、29日の同総会では、総理自ら消費税引上げの実施時期を半年ずつ延期する譲歩案(2014年4月に8%、2015年10月に10%)を示し、ようやく了承が得られた⁶。

これを受け、12月30日に政府税制調査会及び関係5大臣会合が開かれて「社会保障・

税一体改革素案」(以下「素案」という。)が取りまとめられた。そして、平成24年1月6日に開催された政府・与党改革本部で素案が決定され、同日閣議報告された。

(5) 社会保障・税一体改革大綱と法案の提出

素案では、「本素案をもって野党各党に社会保障・税一体改革のための協議を提案し、与野党協議を踏まえ、法案化を行う」とされた。これを受け、政府・与党は、与野党協議を進めた上で大綱として取りまとめ、年度内に法案化することを目指したものの、1箇月以上経過してもなお、与野党協議実現の見通しがつかなかった。そうした中、年度内に法案化するための準備を進める必要があることから、政府は2月17日に素案の内容をそのまま踏襲する形で「社会保障・税一体改革大綱」(以下「大綱」という。)を閣議決定した。

その後も与野党協議は実現せず、民主党は年度内の関連法案提出に向けて、3月14日から税制抜本改革2法案について党内の事前審査を開始することにし、党厚生労働部門・財務金融部門・総務部門・社会保障と税の一体改革調査会・税制調査会合同会議(以下「合同会議」という。)が連日開催された。

合同会議では、「2016年度をめどに必要な法制上の措置を講ずる」とした追加増税規定の扱いや、景気動向次第で増税を停止できる弾力条項への具体的な数値の明記などを巡り意見集約が難航した。3月27日の合同会議において、政府原案に対し、「消費税の引き上げに当たっての措置」として今後10年の平均で名目経済成長率3%程度、実質経済成長率2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近付けるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講じる等とする附則の追加、消費税率10%への引上げ後の追加増税条項全文削除といった内容の修正案が提示され、最終的に前原政調会長に対応を一任することになった。そして、28日に開かれた政府・民主三役会議において、修正案が党として正式決定された。

これを受け、政府は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」(閣法第73号)を含む一体改革関連6法案を3月30日に閣議決定し、同日国会に提出した⁷。

2. 法律案の概要

(1) 地方税法の一部改正(第1条・第2条)

ア 地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。(図表4参照)

	税率	消費税率換算(参考)	消費税と合わせた税率(参考)
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

イ 引上げ分の地方消費税の使途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費（※）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。（図表5参照）

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第72号）（以下「消費税法等改正案」という。）による改正後）。

ウ 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、イのとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（※）。（図表6参照）

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

（2）地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。（図表4参照）

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

（3）その他

ア 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

- 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。（第1項）
- この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。（第2項）

イ その他

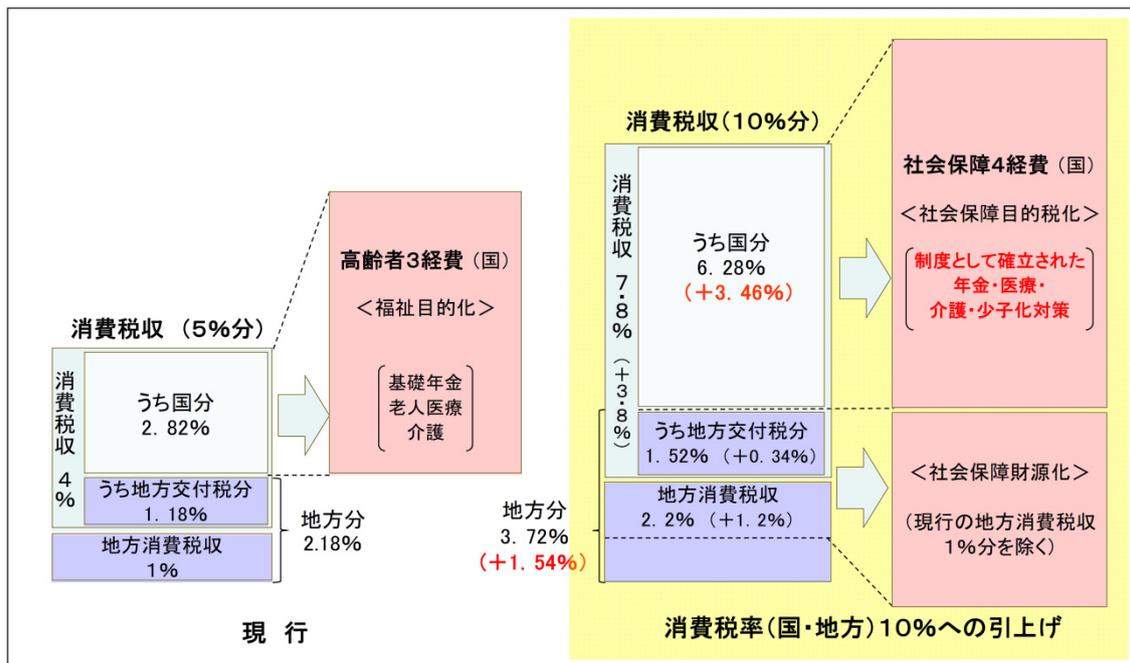
その他所要の規定の整備等を行う。

図表4 引上げ後の消費税収の国・地方の配分等

	現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税＋地方消費税	5%	8%	10%		
消費税	4%	6.3%	7.8%		
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕	2.2% 〔消費税額の 78分の22〕		
地方分合計	2.18%	3.10%	3.72%		

(出所) 総務省資料

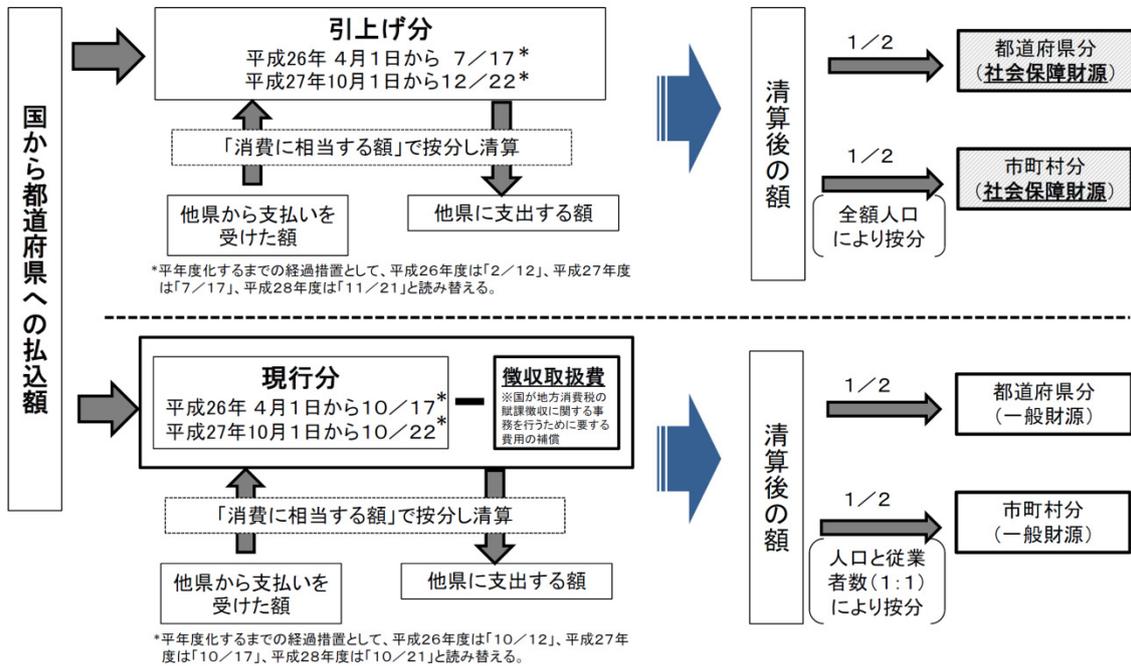
図表5 消費税収の国・地方の配分と使途



(注1) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)による。
 (注2) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。
 (注3) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

(出所) 総務省資料

図表6 引上げ後の地方消費税の仕組み



(出所) 総務省資料

3. 衆議院における修正の概要

民主、自民、公明3党による協議が行われた結果、6月15日、税制抜本改革2法案については、修正の上、今国会中の成立を図ることが合意された。そして、地方税改正法については、国税改正法の修正に伴い、附則第19条について、以下の修正を行うとされた。

- ・ 「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する」旨の規定を第2項として設ける。
- ・ 現行の第2項を第3項とし、「前項の措置を踏まえつつ」を「前二項の措置を踏まえつつ」とする。

4. 国会における議論

(1) 引上げ分の地方消費税収等の社会保障財源化

ア 社会保障財源化を担保する方法

社会保障・税一体改革大綱では、「国分の消費税収について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされ、地方消費税収の用途について、「地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確化する（社会保障財源化）。」とされた。

大綱を踏まえ、消費税率の引上げに当たり、地方消費税収の引上げ分及び消費税収に係る地方交付税分を社会保障財源化するとされたが、どのように使途を明確化し、社会保障財源化を図るかが質された。

これに対し、政府は、引上げ分の地方消費税収については、本法律案において、消費税法第1条第2項（消費税法等改正案による改正後）に規定する経費（※社会保障四経費）その他社会保障施策に要する経費に充てることを地方税法に明記する一方、地方交付税は、地方交付税法の第3条第2項において、それぞれの地方団体への交付に当たり使途を制限してはならないとされているため、「消費税に係る交付税法定率分と地方消費税の引上げ分との総額」を、「社会保障施策に要する経費及び社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付の総額」と、決算や地方財政計画の段階において比較し、総枠で確認する方針を示した⁸。

なお、本法律案において、引上げ分の地方消費税収を「その他社会保障施策に要する経費」にも充てられるようにしていることについて、政府は、地方の実態として、社会保障四経費とその他の社会保障施策は、総合的・一体的に運営されており、地方団体の意見も尊重して、その他社会保障施策に要する経費にも充当できるようにしたものであるとし、予防接種、健康診断、障害者サービスなどが該当する旨答弁している⁹。

イ 社会保障財源化の妥当性

引上げ分の地方消費税収や消費税に係る地方交付税法定率分が社会保障財源化されることに対し、地域主権の趣旨からすると、地域の考えに基づいて自由に使途を決めるべきではないかとの指摘があった。

これに対し、総務大臣からは、今回の改正案は、国・地方における社会保障の安定財源確保と財政の健全化のためであるが、地域主権改革の基本的な理念からすれば、地方団体の財政運営の自由度を可能な限り高め、使途を限定しないで地方税の充実強化を図ることが大原則であり、これまでも、地方団体からは地方消費税の充実を含む地方の一般財源の確保が要望されてきたとの認識が示された。そして、今回の改革の趣旨と地方分の消費税収の社会保障財源化については、国と地方の協議の場等を通じ、地方団体に対し十分説明をする中で理解を得られるよう努力してきたところであり、法案成立後の運用に当たっても、地方団体の意見も踏まえ、地方団体の自主性・自立性にも十分配慮しながら対処していく必要がある旨の答弁がなされた¹⁰。

（２）消費税引上げに伴う地方財政計画への影響

地方財政全体として必要な財源の総額を確保するに当たり、毎年度「地方財政計画」（翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額）が策定されており、その策定過程において、翌年度の地方財政全体の収支見通しが行われる。収支不足が見込まれる場合には、それに対処するための方策（地方財政対策）が講じられ、地方財源不足額を補填するため、国の一般会計からの加算措置や、臨時財政対策債の発行等が行われる。このような仕組みのため、歳出総額の見込み額が変わらなければ、地方消費税収や消費税の交付税法定率分が増えて

も、地方財政全体の規模としては変わらず、単に地方財源不足分が減少することになる。そのため、今回の改正は、地方財政の健全化や社会保障の安定財源確保を目的としているが、結果的に国の財政補填になるのではないかとの指摘があった。

これに対し、総務大臣は、整理の仕方によっては、社会保障の充実等による影響を除いた交付団体の増収分だけ財源不足が解消されるが、財源不足は国と地方が折半する形で補填しているので¹¹、地方財政の健全化や社会保障の安定財源確保は図られる旨の答弁を行った¹²。

(3) 地方消費税を清算する際の指標の考え方

地方消費税は、最終消費地と税収の帰属地を一致させるための仕組みとして「清算システム」を採用しており、いったん各都道府県に納付された税収について、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じてマクロ的清算を行い、最終消費地と課税地の一致を図るための調整を行っている。具体的には、各都道府県は、徴収委託により国（税務署）から払い込まれる地方消費税収の清算対象額（国に支払う徴収取扱費を控除した額）を、「消費に相当する額」に応じて按分する。なお、以下の①～③を合計した額が、当該都道府県における「消費に相当する額」となる。

- ① 「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額（＝全体の8分の6）
- ② ①の6分の1を人口（国勢調査）で按分した額（＝全体の8分の1）
- ③ ①の6分の1に従業者数（事業所・企業統計）で按分した額（＝全体の8分の1）

今回の改正において、引上げ分の地方消費税が社会保障財源化されることを踏まえ、清算する際の指標として、高齢者人口といったものを活用してはどうかとの質問がなされた。

これに対し、総務大臣は、地方消費税の清算に当たって、高齢者人口のような消費と直接関係ない指標を、財政調整的な意味で用いることは、基本的になじまないと考えている旨の見解を示した¹³。

(4) 消費税の全額地方税化

地方における社会保障関係費は年々増加しており、地方団体が提供するサービスについては、地域間で大きな格差が生じたり、景気変動によって大きく影響されないようにする必要はある。そのためには、地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であることから、地方消費税の充実などが求められている。そうした中、消費税の全額地方消費税化を求める主張もあり、こうした考えに対する政府の認識が問われた。

これに対し、野田総理大臣は、人口構成が大きく変わっている状況下で社会保障を持続可能なものにしていくためには、高い財源調達力を有し、勤労世帯など特定の国民に負担が集中しない消費税を社会保障の安定財源に充てることが重要であり、消費税を全額地方に移管する場合には、社会保障について地方に大きな責任を担ってもらう必要があるもの

の、結果的に大きな地域間格差を生じさせることにもなりかねず、国民の理解が得られるか疑問があったとした。そして、仮に消費税を地方に移管する一方で、年金をはじめとする社会保障の根幹は国が担うとすれば、その財源を現役世代に負担が集中する所得税や保険料などで確保することは避けられず、世代間の公平の観点から問題があるとの考えを示した¹⁴。

むすび

以上のような国会審議を経て、地方税法及び地方交付税法改正案は成立した。国会における一体改革関連法案の審議では、地方消費税や消費税に係る地方交付税の在り方について、大きな論点とはならなかったが、法案提出の過程においては、消費税収の国と地方の配分等をめぐり国と地方の間で激しい議論が行われた。その結果、全国レベルのセーフティネットである「国の制度」と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである「地方単独事業」の2つのセーフティネットが組み合わさることで、社会保障制度全体が持続可能なものになっているとの認識を国と地方が共有するといった重要な成果が見られ、また、最終的な結論に対して、地方団体から評価する声があがっていた¹⁵。今後も地方自治に係わる問題について、国と地方が緊密に連携・協力していくことを期待したい。

一方、今回の税制抜本改革関連法案成立後も、逆進性対策（給付付き税額控除、軽減税率の導入）、地方法人課税の在り方の見直し、自動車取得税及び自動車重量税の見直し、燃料課税など、様々な検討課題が残されている。所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）の附則第104条では、平成23年度までに税制の抜本改革を行うとしていたが、今回の法改正では、消費税以外は先送りとなっている。少子高齢化が進み、社会保障制度を支える地方自治体の役割はますます重要となっており、地方行政を安定的に運営するため、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築に向け、より一層の努力が望まれる。

¹ 同日提出されたのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第72号）、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第74号）、子ども・子育て支援法案（閣法第75号）、総合子ども園法案（閣法第76号）、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第77号）。その後、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）が4月13日に提出された。

² 平成23年4月28日に成立した「国と地方の協議の場に関する法律」に基づき、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、国と地方六団体が協議を行う。

³ 第178回国会衆・参本会議（9月13日）の所信表明演説

⁴ 「社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果」（平成23年11月10日）

⁵ 平成23年12月29日に関係四府省（内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省）取りまとめ

⁶ 『日本経済新聞』（平23.12.29、30）

⁷ 同日、検討課題に対する法案提出後の対応の方向性を示した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について」が閣議決定されている。

- ⁸ 第 180 回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第 16 号 9 頁 (平 24. 6. 7)
- ⁹ 第 180 回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第 12 号 18 頁 (平 24. 5. 31)
- ¹⁰ 第 180 回国会参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第 10 号 17 頁 (平 24. 7. 30)
- ¹¹ 近年の地方財政対策では、総務省と財務省との間での取決めにより、地方財源不足額のうち、建設地方債である財源対策債の増発や、国の一般会計加算 (既往法定分) 等を除いた残余の地方財源不足額 (「折半対象財源不足額」と呼ばれている。) を国 (臨時財政対策特例加算) と地方 (臨時財政対策債の発行) が折半して補填するという、いわゆる「国と地方の折半ルール」に基づく財源対策が行われている。
- ¹² 第 180 回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第 13 号 21 頁 (平 24. 6. 1)
- ¹³ 第 180 回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録第 13 号 20 頁 (平 24. 6. 1)
- ¹⁴ 第 180 回国会参議院本会議録第 20 号 16 頁 (平 24. 7. 13)
- ¹⁵ 国と地方の協議の場 (平成 23 年度第 5 回臨時会合) (平 23. 12. 29) における協議の概要に関する報告書